# 令和8年度
# 釜石市空き店舗対策事業補助金

空き店舗等の解消と、新たな産業及び雇用の創出による地域経済の活性化を図ることを目的として、市内の空き店舗等を活用して新たに事業を行う際の、店舗改装等に要する経費を補助します。



## 補助対象者　（１）～（８）の全てに該当する方

（１）次のいずれかに該当する方
　ア　市内の空き店舗等を賃借または購入し、新たに事業を行おうとする者
　イ　既に市内で営業している方であって、現在の店舗等での営業を継続しながら、市内の空き店舗等を賃借または購入し、活用しようとするもの
　　※市内で店舗を移転する場合は、対象となりません。
（２）空き店舗活用事業が、対象業種のいずれかに該当すること
　　※対象業種は裏面
（３）補助金交付申請日時点において、国、県、市その他の機関の本補助事業に係る支援金または補助金等の交付を受けていないこと（交付対象経費が明確に区分できる場合を除く）
（４）空き店舗等の所有者と生計を一にする者または２親等以内の血族及び姻族に該当する者でないこと
（５）納期が到来した市税を完納していること
（６）空き店舗活用事業が許認可を必要とする事業である場合は、既にその許認可を受け、または許認可を受ける見込みであること
（７）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者でないこと
（８）釜石市暴力団排除条例（平成27年釜石市条例第37号）第2条第2号に規定する暴力団または第2条第3号に規定する暴力団員でないこと

**補助率　1／2**

**補助上限額　50万円**

※店舗面積が100㎡以上だと
**100万円**
（1,000円未満切り捨て）

## 補助対象事業

空き店舗活用事業の開始に要する店舗改装等を行う事業

## 事業実施期間

交付決定の日～
空き店舗活用事業の営業開始日から3か月を経過した日または令和9年3月31日(水)のいずれか早い日

## 補助対象経費

店舗の改装や改修に係る以下の経費（施工業者等に発注して実施するものに限る）

・内装工事費　・外装工事費　・空調設備工事費（建物に備え付けのエアコンを含む）
・給排水設備工事費　・サイン工事費　・電気・照明設備工事費
・建物と一体となって機能する設備の設置に要する経費
　（固定式の商品陳列棚、カウンター、店舗看板など、改装工事により建物に固定されるもの。）

※以下の経費は対象となりません。
・工具、器具、備品（建物から分離しても使用可能なもの）　・設備の点検、検査等に係る費用
・設計費、ロゴなどのデザインに係る経費　・解体工事に関するもの　・消費税及び地方消費税



## 対象となる空き店舗とは

過去に店舗、事業所、住居等として使用され、空き物件となってから1か月以上経過している市内の物件
※公共施設を除く

## 空き店舗活用事業の対象業種

日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に定める産業分類のうち、下表に掲げるもの

| 分類番号 | 分類項目名 | 分類番号 | 分類項目名 |
|---|---|---|---|
| 39 | 情報サービス業 | 727 | 著述・芸術家業 |
| 40 | インターネット附随サービス業 | 73 | 広告業 |
| 41 | 映像・音声・文字情報制作業 | 7421 | 建築設計業 |
| 56 | 各種商品小売業 | 746 | 写真業 |
| 57 | 織物・衣服・身の回り品小売業 | 75 | 宿泊業 |
| 58 | 飲食料品小売業 | 76 | 飲食店 |
| 59 | 機械器具小売業 | 77 | 持ち帰り・配達飲食サービス業 |
| 60 | その他の小売業 | 78 | 洗濯・理容・美容・浴場業 |
| 704 | 自動車賃貸業 | 80 | 娯楽業 |
| 705 | スポーツ・娯楽用品賃貸業 | 823 | 学習塾 |
| 709 | その他の物品賃貸業 | 824 | 教養・技能教授業 |
| 726 | デザイン業 | | |

## 補助金交付までの流れ

**交付申請**
**期限：1月29日(金)**
申請者

**交付決定通知**
市

**契約、施工、完了、支払い**
**※着手は交付決定後**

**市へ完了報告、請求**
**完了期限：営業開始日から3か月後または 3月31日(水)**

**完了検査**

**補助金の交付**

**２年間事業継続、実施状況報告**

**※事業を２年以上継続することが条件**

### 交付申請に必要な書類

（１）補助金交付申請書（事業計画書、収支予算書）
（２）店舗改装等に係る費用の見積書及び図面等の写し
（３）空き店舗等であることを物件所有者が証明する書類
（４）空き店舗等の位置図
（５）店舗改装等施工前の現場写真
（６）空き店舗等の賃貸借または売買に係る契約書の写し
（既に契約を締結している場合）
（７）企画書、事業計画書等の空き店舗活用事業の概要が分かる書類
（８）法人の登記事項証明書または住民票の写し
（９）個人事業の開業届出書、確定申告書等の事業を行っていることが分かる書類の写し
（個人で既に事業を行っている場合）
（10）市税に係る納税証明書または市税に滞納がないことを確認できる証明書等
（11）空き店舗活用事業に必要な許認可に係る許可書等の写し（既に許認可を受けている場合）
（12）本補助事業に係る他の支援金または補助金等の交付対象経費を確認できる書類
（他の支援金または補助金等の交付を受ける場合）

### 交付請求に必要な書類

（１）補助金交付請求（精算）書（事業実績書、収支精算書）
（２）補助事業に係る契約書、完成証明書及び現場写真
（３）交付対象経費に係る領収書等の写し
（４）振込口座が確認できる書類（通帳の写しなど）

**申請･問い合わせ先：釜石市　商工観光課**
〒026-8686　釜石市天神町５番20号
TEL：0193-52-0083（課代表）

詳細や様式などは
こちらから⇒